

東かがわ市告示第104号

すこやかハウス町田跡地施設利活用事業者募集プロポーザル審査会設置要綱を次のように定める。

令和7年8月 25日

東かがわ市長 上村 一郎

すこやかハウス町田跡地施設利活用事業者募集プロポーザル審査会設置要綱

(設置)

第1条 すこやかハウス町田跡地施設利活用事業者募集要綱に基づき提出されたプロポーザル提案書の内容を適正かつ公正に審査評価し、提出された最も優れている提案を選考するため、すこやかハウス町田跡地施設利活用事業者募集プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 審査会は、選考における公平性を確保するため、次に掲げる事項について審査を行う。

- (1) 審査方法及び評価基準に関すること。
- (2) 提案書等の審査及び評価に関すること。
- (3) 最優秀提案者の特定に関すること。
- (4) その他プロポーザルの審査に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 審査会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 副市長、市民部長、事業部長、総務部長及び教育部長の職にある者
- (2) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事項の審査終了までとする。

(委員長の職務等)

第5条 審査会には、委員長を置き、副市長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(中立の保持)

第8条 委員は、本プロポーザルに参加している者（以下「参加者」という。）に対して、特定の利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

2 委員は、自己及びその三親等以内の親族が、参加者の理事その他役員を務める場合は、審査に参加することができない。

(守秘義務)

第9条 審査会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、市民部長寿保健課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年8月25日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。